

○足利市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第31号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、足利市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 公募による者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第7条 第3条の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、子ども・子育て会議に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会議)

第8条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに不在のときは、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議の議長は、会長をもって充てる。

3 子ども・子育て会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員又は特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(服務)

第9条 委員及び特別委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第10条 委員及び特別委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員等の給与に関する条例（昭和26年足利市条例第14号）の定めるところによる。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。